

平成 30 年 5 月 23 日

各 位

会社名 株式会社桜井製作所
代表者名 代表取締役社長 櫻井成二
(コード：7255)
問合せ先 取締役総務部部長 市川彰
(TEL. 053-432-1711)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 23 日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 27 日開催予定の当社定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更

(1) 定款変更の目的

- ①インターネットの普及を考慮し、周知性の向上及び手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- ②インターネットの普及を考慮し、法務省令に定めることに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるよう定めるものであります。
- ③上記②の本文新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(公告方法) 第 5 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。	(公告方法) 第 5 条 当社の公告は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、</u> 日本経済新聞に掲載して行う。
(新設)	<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>
第 16 条～第 41 条 (条文省略)	第 16 条 当社は、 <u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>
(新設)	第 17 条～第 42 条 (現行どおり)
	附則 第 5 条 (公告方法) の変更は、平成 30 年 9 月 1 日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は期日

経過後これを削除する。

(3) 日程

- | | |
|------------------------------|----------------|
| ①定款変更のための定時株主総会日 | 平成30年6月27日(予定) |
| ②定款変更の効力発生日
(第5条 公告方法は除く) | 平成30年6月27日(予定) |
| ③公告方法の変更 | 平成30年9月1日(予定) |

以上